

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
翌日の翌日)

目 次

◇規

則

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◇告

示

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法による指定医療機関の廃止

被爆者一般疾病医療機関の指定

土地改良区の役員就退任(二件)

土地改良事業の認可(九件)

保安林の指定予定

都市計画の変更に係る図書の写しの送付

都市計画事業の認可

開発行為に関する工事の完了

規 則

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年三月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六号

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則の一部を改正する規則

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則(昭和四十七年十月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。
別表第二第一号イ(1)(ロ)の表中「水槽」を「水槽」に、「七七二、〇〇〇円」を「八一二、〇〇〇円」に、「一〇、〇一三、〇〇〇円」を「九、

- ◇公安告示 銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞
- ◇公 告 美容師試験等の実施
- ◇正 誤 昭和五十七年三月鳥取県告示第二百二十六号中訂正

六九九、〇〇〇円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。
- 2 改正後の土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子補給に
関する規則別表第二の規定は、昭和五十七年四月一日以後に移転者等が
借り入れた建築資金等について適用し、同日前に移転者等が借り入れた
建築資金等については、なお従前の例による。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部
の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十七年三月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の

一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和
五十六年十二月鳥取県条例第三十九号）中別表第一の改正規定のうち第二
種県営住宅の表のみどり第一団地及びみどり第二団地に関する部分並びに

別表第二の表の改正規定の施行期日は、昭和五十七年三月十六日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部
の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十七年三月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第八号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和
五十七年二月鳥取県条例第七号）中別表第一の改正規定のうち第二種県営
住宅の表に関する部分及び別表第二の表の改正規定の施行期日は、昭和五
十七年三月十六日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規
則をここに公布する。

昭和五十七年三月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第九号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第二種県営住宅の表中

みどり

を

みどり第一

に、

東和田 二五、六〇〇円

を

東和田	二五、六〇〇円
みどり第二	二四、二〇〇円
宮岡	二四、九〇〇円

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十七年三月十六日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十七年三月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
渡部 医院	米子市大篠津町四六九四	昭和五十七年二月九日

鳥取県告示第二百四十七号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年三月十二日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
渡部 医院	米子市大篠津町一五五二	昭和五十五年四月十六日

鳥取県告示第二百四十八号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十七年三月十二日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 西 尾 邑 次

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十七年三月八日	安達 医院	米子市西三柳二〇四八

鳥取県告示第二百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり会見地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年三月十二日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事	中村 卓朗	西伯郡会見町高姫七三四
"	潮 麻雄	" 天萬一五二六
"	田貝 國浩	" 金田二五七
"	赤井 祁朗	" 朝金五一九
"	新井 猛	" 天萬四三四
"	稲田 衛	" 寺内三三二
"	岩田 茂光	" 諸木七八
"	梅原 静雄	" 御内谷九五二
"	加藤 正己	" 宮前三六八
"	小林 勉	" 田住四三四
"	齋鹿 哲夫	" 浅井四五五
"	長谷川明人	" 米子市上安曇三二三
"	長谷川 弘	" 青木五三六
"	濱田 健徳	" 西伯郡会見町三崎一五九一三

野口 元治	西伯町大字福成一三〇五
丸山 勉	大字境五六一一
宮倉 文治	九四九
都田 三郎	会見町天萬七一五
山中 時雄	市山四三七
吉田 明雄	米子市大袋二九六
岩田 一郎	西伯郡会見町諸木三〇二
三鴨 薫	井上六五八
香田 克己	米子市下安曇一二九
田子兵衛門	西伯郡西伯町大字境二四九
昭和五十七年一月二十六日退任	
就任した役員の氏名及び住所	
理事 中村 卓朗	西伯郡会見町高姫七三四
田貝 國浩	金田二五七
潮 麻雄	天萬一五二六
赤井 祁朗	朝金五一九
新井 猛	天萬四三四
稲田 衛	寺内三三二
岩田 茂光	諸木七八
梅原 静雄	御内谷九五二
加藤 正己	宮前三六八
小林 勉	田住四三四
齋藤 哲夫	浅井四五五

鳥取県告示第二百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり佐陀川右岸土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年三月十二日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 西 尾 邑 次

長谷川 明人	米子市上安曇三二三
長谷川 弘	青木五三六
大田 薫	西伯郡会見町三崎一六九
野口 元治	西伯町大字福成一三〇五
丸山 勉	大字境五六一一
宮倉 文治	九四九
都田 三郎	会見町天萬七一五
岡田 勲	市山二五一
吉田 明雄	米子市大袋二九六
監事 岩田 一郎	西伯郡会見町諸木三〇二
三鴨 薫	井上六五八
香田 克己	米子市下安曇一二九
田子兵衛門	西伯郡西伯町大字境二四九
昭和五十七年一月二十七日就任 任期四年	

退任した役員の氏名及び住所

理事 山下 一 米子市尾高二四三〇

昭和五十六年二月二十七日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 石田 開造 米子市尾高八三六

昭和五十六年三月三十一日就任 任期昭和五十八年一月二十二日

鳥取県告示第二百五十一号

国府町から申請のあつた町営土地改良(玉鉢(中溝八反田)地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年三月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年三月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百五十二号

国府町から申請のあつた町営土地改良(玉鉢(苗田)地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五

項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年三月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年三月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百五十三号

三朝町から申請のあつた町営土地改良(福山地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年三月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年三月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百五十四号

国府町から申請のあつた町営土地改良(麻生・南広西地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年三月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年三月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百五十五号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（山根田地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年三月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年三月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百五十六号

国府町から申請のあつた町営土地改良（麻生地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年三月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年三月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百五十七号

岸本町から申請のあつた町営土地改良（大寺地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年三月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年三月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百五十八号

気高町から申請のあつた町営土地改良（浜村地区農地造成）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年三月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年三月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百五十九号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（倭文地区ほ場整備）事業は、土

地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年三月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により示告する。

昭和五十七年三月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六十号

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年三月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

岩美郡国府町大字雨滝字河合谷九五六の三、字正石九五八、字大滝谷九五九（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字正石九五八、字大滝谷九五九（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採することができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、倉吉市から倉吉都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十七年三月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年三月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鹿野町

二 都市計画事業の種類及び名称

鹿野都市計画公園事業 第三・三・一号鹿野温泉公園

三 事業施行期間

昭和五十七年三月十二日から昭和六十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 気高郡鹿野町大字今市字少林北門前、字馬ノ池及び字讓

傳寺地内

使用の部分 なし

鳥取県告示第二百六十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定に

より告示する。

昭和五十七年三月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年八月十八日 鳥取県指令受都計第二百四十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

気高郡鹿野町大字鹿野字寄田一、字寄田二及び字寄田三

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

気高郡鹿野町大字鹿野一七八二

鹿野町

鹿野町長 小倉利男

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十一号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年三月十二日

鳥取県公安委員会委員長 坂 出 雅 己

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十七年三月三十一日 午後一時より

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県警察本部内 鳥取県公安委員会委員室（県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名

倉吉市中原原一丁目六番地十

長石園雅

公 告

理容師法（昭和22年法律第234号）第2条第1項の規定による理容師試験及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定による美容師試験を次のとおり実施する。

昭和57年3月12日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 西 尾 昌 次

1 試験の日時及び場所

(1) 学科試験

日時 昭和57年5月7日 午前10時

場所 倉吉市巖城279番地 鳥取県中部総合事務所大会議室

(2) 実地試験

日時 昭和57年5月31日 午前9時

場所 鳥取市南吉方一丁目71番地3 鳥取県理容美容高等専修学校

2 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設において、昼間課程にあつては1年以上、夜間課程にあつては1年4箇月以上、通信課程にあつては2年以上理容師又は美容師として必要な知識及び技能を修得した後、1年以上の実地習練を経たもの

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者

(2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者

(3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者

(4) 理容師試験にあつては理容師法施行規則の一部を改正する省令（昭和28年厚生省令第64号）附則第3項各号に規定する者、美容師試験にあつては美容師法施行規則（昭和32年厚生省令第43号）附則第9項各号に規定する者

3 試験の方法

(1) 試験は、学科試験及び実地試験とし、実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けることができない。

(2) 昭和55年又は昭和56年に鳥取県知事が行った理容師試験又は美容師試験の学科試験に合格した者については、理容師法施行令（昭和28年政令第232号）第5条第4項又は美容師法施行令（昭和32年政令第277

号) 第2条第4項の規定により、学科試験を免除する。

4 試験の科目及び事項

理容師法施行規則(昭和28年厚生省令第41号)第19条又は美容師法施行規則第19条に規定する科目及び事項について行う。

5 出願の方法

(1) 願書の提出期間

昭和57年4月5日(月)から同月19日(月)まで(郵送のものについては、昭和57年4月19日(月)までの消印のあるものは、有効とする。)

(2) 願書の提出先

ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所

イ 県外居住者 〒680 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県衛生環境部衛生課

(3) 提出書類

ア 受験願書(所定の様式によること。)

イ 履歴書(最終学歴、養成施設の所在地並びに実地習練を行った場所及び期間を記載すること。)

ウ 養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書

エ 実地習練を行ったことを証する書面

オ 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

カ 写真(出願前6箇月以内に撮影した名刺型、脱帽、正面上半身像のもので、裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの)

(4) 3の(2)により、学科試験を免除される者は、(3)のイからエまでの書類に代えて、知事の発行した理(美)容師学科試験免除通知書の写しを提出すること。

6 試験手数料及びその納付方法等

(1) 試験手数料 5,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

(3) 納付した手数料は、返還しない。

7 試験場に持参するもの

(1) 学科試験

受験通知書、筆記用具及び昼食

(2) 実地試験

ア 受験通知書、上ばき及び昼食

イ 理容師試験を受ける者

(ウ) 白衣

(イ) 調髪、顔そりに必要な器具及び材料

(ウ) 応急薬品

ウ 美容師試験を受ける者

(ウ) 白衣

(イ) 調髪、コールドパーマネントウエアー等に必要な器具及び材料

(ウ) 応急薬品

(イ) モデルウイツグ(頭毛が純毛で自然色のものであり、毛髪の長さ、前、側、頭頂部は、それぞれ20cm以上、後頭部は10cm以上あるものを携行すること。)

8 理容師実地試験のモデルは、各自が同伴すること。この場合、調髪後2週間以上経過した者で角刈でないものとする。

9 その他

- (1) 出願者には、試験の日の前日までに受験通知書を送付するので、受験願書に必ず住所を明記すること。
- (2) 試験について不明な点がある場合は、住所地を管轄する保健所又は(〒680)鳥取市東町一丁目220番地鳥取県衛生環境部衛生課に照会すること。
- (3) 文書によって照会する場合は、60円切手をはった返信用封筒を同封すること。

正 誤

昭和五十七年三月鳥取県告示第二百二十六号(遊漁規則の変更の認可について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁段 誤 正

六 下	県内	六、〇〇〇円	五、五〇〇円	県外	六、〇〇〇円	五、五〇〇円
-----	----	--------	--------	----	--------	--------

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県 【定価一部一箇月千二百円(送料を含む。)】